

山形セレクション認定募集要項【鋳物】

山形県では、全国・世界に誇り得る高い品質の県産品・サービスを本県独自の「山形基準」に基づき厳選のうえ、「山形セレクション」として認定し、これを戦略的にプロモートすることにより、本県ブランドの確立を目指しています。

この度、地場産業型工業分野における山形セレクションの認定対象として、鋳物の認定申請を下記により募集いたします。県内メーカーの積極的な応募をお待ちしております。

認定の対象品目

認定の対象品目は、次の(1)又は(2)に該当するものとします。

(1) 国指定伝統的工芸品「山形鋳物」のうち、次の要件を満たすもの

- ① 主たる製造工程が県内で行われるものであること
- ② 鉄瓶、茶の湯釜、花瓶、花器、置物のいずれかであること
- ③ 安定した供給が可能であること

(2) 国指定伝統的工芸品以外の工芸鋳物製品のうち、次の要件を満たすもの

- ① 伝統的な技術・技法を基に、主たる製造工程が県内で行われるものであること
- ② 鉄瓶、茶の湯釜、花瓶、花器、置物のいずれかであること
- ③ 全国・世界レベルの受賞・顕彰歴や著名な展示会への出展実績等、県内外で認知性・周知性を有していること
- ④ 安定した供給が可能であること

申請ができる事業者等

申請ができる方は、原則として山形県内に住所又は事業所を有する製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体です。

申請の募集期間と応募先

募集期間：平成19年10月15日（月）から平成19年10月31日（水）まで

応募先：各総合支庁産業経済部商工労働観光課

申請書類

- ① 認定申請にあたって提出いただく申請書類は次のとおりです。
 - ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請書（様式第1号）
 - ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請調書（様式第2号）
 - ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る誓約書（様式第3号）
 - ・ 山形セレクション（地場産業型工業分野）認定申請に係る推薦書（様式第4号）
（「山形鋳物伝統工芸組合」等の業界団体からの推薦書が必要となります。）
 - ・ 製品及び製造工程の写真
 - ・ 製造工程の説明資料
 - ・ 定款又は規約（法人・団体の場合のみ）
 - ・ 商業登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票の写し）
- ② 申請書用紙は、山形県庁（商工労働観光部工業振興課）又は各総合支庁（産業経済部商工労働観光課）で配布しています。また、山形県ホームページからもダウンロードできます。

審査方法

申請内容について、『山形基準』（「高い品質」、「安全性・安心感への配慮」、「山形の自然、歴史・文化の継承」、「山形の技術・技法の伝承」及び「環境への配慮」）に基づき、山形セレクション会議において次の適合審査を行い、その結果を踏まえて、県が認定の決定・公表を行います。

① 書類審査

申請書に記載された内容が、『山形基準』に適合するものであること

② 現物審査

下記の視点から審査を行い、審査員（専門委員会委員）の評点の平均が10点満点中、8点以上であること

◇独創性・山形らしさがある ◇伝統的技術・技法が活かされている ◇手作りの持ち味が活かされている ◇生活者ニーズに込めている ◇機能・性能がよい ◇美しさがある

現物審査の期日・会場等

期 日：平成19年11月20日（火）

会 場：山形県産業創造支援センター（山形市松栄1-3-8）

会場搬入：平成19年11月16日（金） 10:00～14:00 の間

※ 搬入、搬出については、申請者の負担と責任において行っていただきます。

認定を受けた事業者等に守っていただくこと（認定者の責務）

「山形セレクション」の品位保持とイメージ向上を図るため、流通・販売にあたっては認定品であることの表示（ブランドマークの貼付等）、消費者に対する情報発信と認定品の認知普及、流通状況の随時把握などに努めていただきます。

認定の取消

生産された製品が、「山形基準」に適合しなくなった場合、または不誠実な行為により制度の運用やブランド価値に重大な支障をきたすなど、認定を継続しがたい事由が認められる場合には、認定が取り消されることもあります。

山形セレクションのPR・プロモーション

県では、山形セレクションのブランドイメージを高めるため、次のような取組みを行います。

- ① 山形セレクション制度及びブランドマークの普及啓発
- ② 首都圏等における知事のトップセールス
- ③ マスメディア、「山形県ホームページ」などによる情報発信
- ④ 山形セレクションパンフレット等による認定品のPR

【お問い合わせ先】

山形県商工労働観光部工業振興課	電話	023-630-2369	FAX	023-630-2695
村山総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話	023-621-8442	FAX	023-621-8445
最上総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話	0233-29-1308	FAX	0233-23-2628
置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話	0238-26-6097	FAX	0238-26-6047
庄内総合支庁産業経済部商工労働観光課	電話	0235-66-5487	FAX	0235-66-4728

山形県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/>